

議案第52号

南渡島消防事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、南渡島消防事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

七飯町長 中 宮 安 一

南渡島消防事務組合同規約の一部を変更する規約

南渡島消防事務組合同規約（昭和47年地方指令第1975号）の一部を次のように変更する。

第14条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）消防職員の人件費は、職員割とする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の南渡島消防事務組合同規約（以下「変更後の規約」という。）第14条第2項第2号中「消防本部費」とあるのは、施行日から令和10年3月31日までの間は、「消防本部費、消防本部に属する消防職員の人件費」と読み替えるものとする。

3 変更後の規約第14条第2項第3号中「消防職員の人件費は、職員割」とあるのは、施行日から令和10年3月31日までの間は、「前号以外の消防職員の人件費は、構成市町長の協議により定めるもの」と読み替えるものとする。